

【Q 職員の安全衛生の確保】

Q 事業者として実施しなければならない職員の安全衛生管理等について教えてください。

A

労働安全衛生法に定められている職員に対する安全衛生管理の確保については、次のとおりです。

1 安全衛生教育（労働安全衛生法第59条）

事業者は労働者に対して、雇入れ時及び作業内容の変更時などには、安全衛生教育を実施しなければなりません。

特に、介護職員等に対する教育の実施に当たっては、介護業務の実態を踏まえて、腰痛をはじめとした当該業務に関連して発生のおそれのある疾病の原因、予防及び防止に関する項目を盛り込むよう配慮することが望ましい。

2 健康診断（労働安全衛生法第66条）

事業者は常時使用する労働者に対して、雇入れ時及び1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。

特に、深夜業や腰部に負担のかかる介護業務に常時従事する労働者については、6ヵ月以内ごとに1回となります。

また、短時間労働者であっても、期間の定めのない労働契約で使用される者であって、1週間の労働時間数が当該事業所の同種の業務に従事する労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者については健康診断を実施しなければなりません。

なお、健康診断の実施は法で定められたものであるため、その実施に要した費用は事業者負担となります。

3 安全衛生管理体制の確立（労働安全衛生法第12条 等）

法で定めるところにより、下表のとおり事業所規模に応じて、衛生管理者、衛生推進者、産業医を選任するとともに、衛生委員会を設置し、労働者の健康障害の防止に関する対策を検討するなど安全衛生管理体制を確立しなければなりません。

区 分	規 模	届 出
衛生管理者の選任	労働者数 50 人以上の事業所	労働基準監督署
衛生推進者の選任	労働者数 10 人以上 49 人以下の事業所	〃
産業医の選任	労働者数 50 人以上の事業所	〃
衛生委員会の設置	労働者数 50 人以上の事業所	

労働者数は、常時使用する労働者であり、繁忙時に臨時に雇入れる労働者は含みません。しかし、短時間労働者でも常時使用する場合には、労働者数に含みます。

なお、衛生管理者、産業医については、資格要件が定められているため注意してください。

詳細については、所轄の労働基準監督署に相談してください。